

○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文  
 毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(劇物)</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一〇九の二 (略)</p> <p>十 ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフェイト（別名ダイアジノン）を含有する製剤。ただし、ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフェイト五%（マイクロカプセル製剤にあつては、三〇%）以下を含有するものを除く。</p> <p>十の二〇二十八の十四 (略)</p> <p>二十八の十五 四―クロロ―二―フルオロ―五―「(RS)―」<br/>                 二・二・二―トリフルオロエチル)スルフィニル」フェニル<br/>                 五―「(トリフルオロメチル)チオ」ペンチル―エーテル（別名フルペンチオフエノツクス）及びこれを含有する製剤</p> <p>二十八の十六 (略)</p> <p>二十九〇三十一の三 (略)</p> <p>三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) (31) (略)</p> <p>(32) 一―(三―クロロ―四・五・六・七―テトラヒドロピラゾロ「一・五―a」ピリジン―二―イル)―五―「(シクロプロピルメチル)アミノ」―H―ピラゾール―四―カルボニトリル（別名シクロピラニル）及びこれを含有する製剤</p> <p>(33) (188) (略)</p> | <p>(劇物)</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一〇九の二 (略)</p> <p>十 ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフェイト（別名ダイアジノン）を含有する製剤。ただし、ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフェイト五%（マイクロカプセル製剤にあつては、二五%）以下を含有するものを除く。</p> <p>十の二〇二十八の十四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二十八の十五 (略)</p> <p>二十九〇三十一の三 (略)</p> <p>三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) (31) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(32) (187) (略)</p> |

2 三十三〜百十 (略)

2 三十三〜百十 (略)

○ 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文  
 毒物及び劇物取締法施行規則 (昭和二十六年厚生省令第四号) (抄)

(傍線部分は改正部分)

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>別表第一 (第四条の二関係)<br/>           劇物<br/>           一〜四の二 (略)<br/>           五 二―イソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチル<br/>           チオホスフェイト (別名ダイアジノン) 及びこれを含有する<br/>           製剤。ただし、二―イソプロピル―四―メチルピリミジル―<br/>           六―ジエチルチオホスフェイト五% (マイクロカプセル製剤<br/>           にあつては、三〇%) 以下を含有するものを除く。<br/>           五の二〜十一の七 (略)<br/>           十一の八 四―クロロ―二―フルオロ―五―「(RS)―<br/>           ・二・二―トリフルオロエチル」スルフィニル」フェニル<br/>           五―「(トリフルオロメチル)チオ」ペンチルⅡエーテル<br/>           別名フルペンチオフェノツクス) 及びこれを含有する製剤<br/>           十一の九・十一の十 (略)<br/>           十二〜六十七 (略)</p> | <p>別表第一 (第四条の二関係)<br/>           劇物<br/>           一〜四の二 (略)<br/>           五 二―イソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチル<br/>           チオホスフェイト (別名ダイアジノン) 及びこれを含有する<br/>           製剤。ただし、二―イソプロピル―四―メチルピリミジル―<br/>           六―ジエチルチオホスフェイト五% (マイクロカプセル製剤<br/>           にあつては、二五%) 以下を含有するものを除く。<br/>           五の二〜十一の七 (略)<br/>           (新設)<br/>           十一の八・十一の九 (略)<br/>           十二〜六十七 (略)</p> |